

いきいき 藤枝ささえあいプラン

第5次藤枝市地域福祉計画 (藤枝市成年後見制度利用促進基本計画) 第5次藤枝市地域福祉活動計画

計画期間
【令和4年4月～令和8年3月】



本市はこの度、地域共生社会の実現に向けた体制整備のため、多様化・複雑化する福祉ニーズ等、地域福祉を取り巻く情勢の変化に適切に対応するべく、令和4年度から令和7年度を計画期間とする『第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定しました。

また新たに、地域福祉計画における重要な施策の一つである権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用における課題の解決と普及啓発を目的とした『成年後見制度利用促進基本計画』を一体的に策定しました。

本計画は高齢者や子ども・子育て等の取組をまとめた福祉分野の個別計画を横断的に推進する役割を担うとともに、これら福祉の各分野に共通する事項について定めるものです。

基本理念

みんなで「つながり」地域で「支え合う」まちづくり ～ 幸せになるまち藤枝 ～

本市においてはこれまで、「地域でつなぐ福祉の“わ”みんなが主役の元気なまち藤枝」を基本理念とし、地域福祉に関する各種施策を展開してきました。近年はこれまで以上にライフスタイルの多様化や価値観の変化等、社会構造や情勢が目まぐるしく変化しています。更に、支援が必要な人が増加する一方で、それを支える生産年齢人口の減少も問題となっています。こういった中で、誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」を実現していく必要があります。

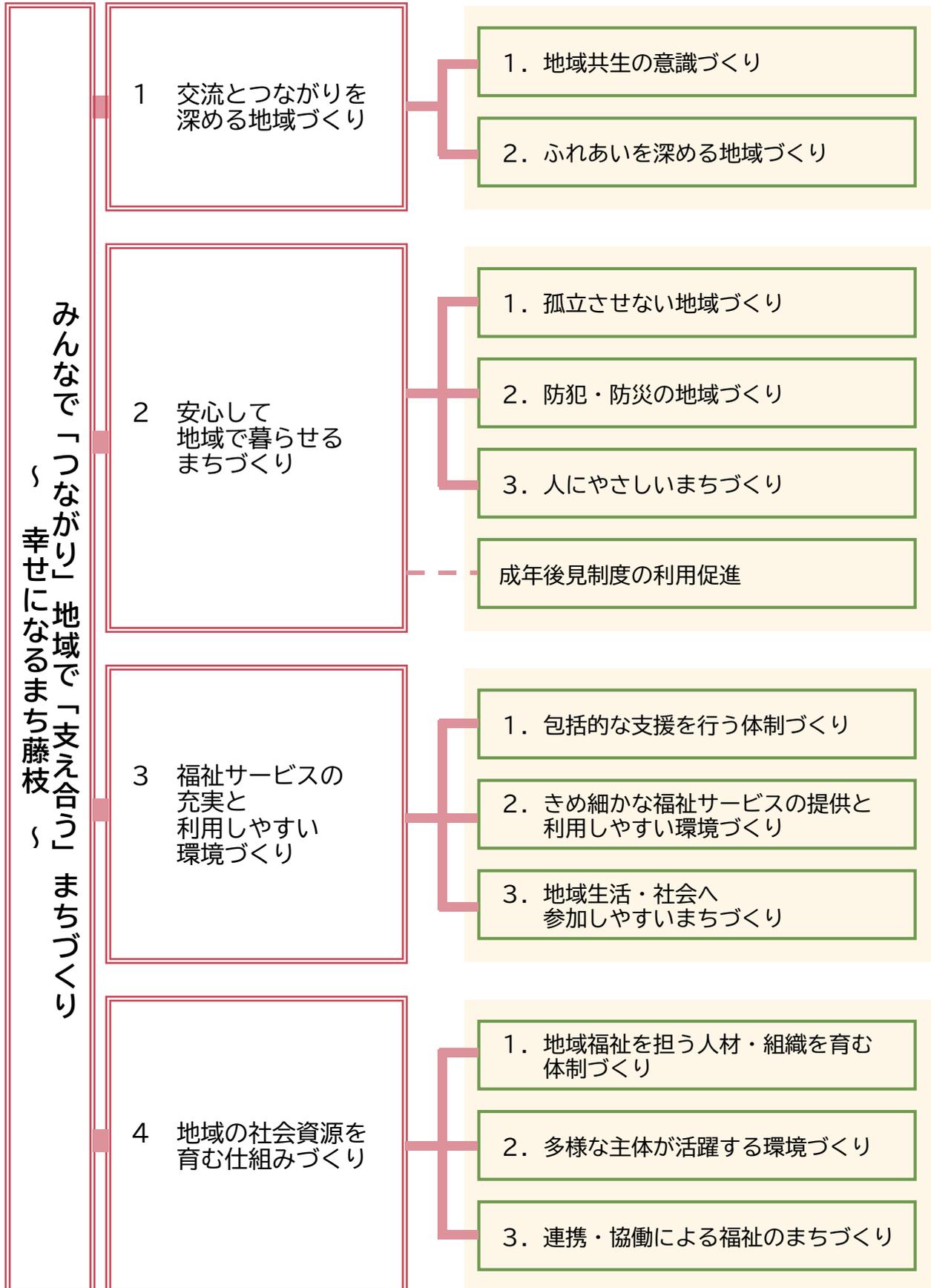
地域福祉においては住民が主体となってまちづくりに参画することが求められていますが、その目的は住民一人ひとりが自分の考える「幸せ」を実現するために必要な環境や機会、支援体制を充実することにあります。本計画の推進においては住民同士のつながりや支え合いを通じて一人ひとりが自分や周りの人々の「幸せ」を考える地域像を目標に、また市の総合計画の考え方を踏まえて、基本理念を以上の通り定めます。

施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり

地域における交流やつながりを深めることは、助け合い意識の醸成につながり、地域共生社会を支える重要な要素となります。学校との連携やセミナーの開催等を通じて、共生社会の意識を醸成するとともに、住民同士の交流機会を提供し、地域におけるふれあいの機会を充実させます。

基本目標2 安心して地域で暮らせるまちづくり

誰もが安心して地域で自分らしい暮らしを実現することは、地域福祉の根幹となります。地域の見守り活動や地域課題の早期発見・早期解決が可能な地域づくりを進め、防犯・防災対策や、ユニバーサルデザインに基づく生活環境の形成を推進します。また、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを進めるために、市民の権利が守られるまちづくりを推進します。

基本目標3 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

複合化・複雑化した課題や現状の支援体制では見逃されてしまう課題に対応するために、あらゆる相談を受け止め、関係機関が協働して課題解決を支援する、包括的支援体制を構築します。また、市民ニーズに沿った福祉サービスを充実し、必要な人に必要なサービスを提供する支援を強化します。

基本目標4 地域の社会資源を育む仕組みづくり

地域福祉に多様な主体が参画し活躍できる仕組みを構築することは、地域活動を活性化させ、互いに支え合うまちづくりにつながります。地域福祉の新たな担い手を育むための施策を展開するとともに、地域づくりにおいて多様な主体が連携し、活躍できる体制を充実させます。

基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり

1-1 地域共生の意識づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合うことができる地域共生社会を実現するため、地域福祉に関する意識を住民が持ち、共につながる支え合いの意識にあふれた環境を構築していきます。

指標の内容	基準値	目標値
地域活動に参加したことがある市民の割合	76%	90%
住民相互の協力関係が必要だと思う市民の割合	69%	85%
市ホームページ閲覧ページ数	417.6万件	488.5万件

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○地域共生社会に関する理解を深めましょう	○学校における福祉教育の推進 ○交流と情報共有の推進 ○福祉関係行事等の情報の効果的な発信
社会福祉協議会の主な取組	
○住民主体の地域福祉推進に向けた福祉教育 ○地域福祉活動に関する情報発信	

1-2 ふれあいを深める地域づくり

「地域活動」においては、多くの世代の人が気軽に参加し、ふれあうことができる拠点が必要となるため、住民同士の交流やつながりを深める場や拠点づくりを支援します。また、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」に対応した事業を展開していきます。

指標の内容	基準値	目標値
ふれあいサロン参加者数	21,160人	23,000人
学校サポーターズクラブ活動回数	827回	960回

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○地域行事・地域活動へ積極的に参加しましょう	○ふれあいの場づくりの支援 ○世代間交流の促進 ○あいさつ運動の推進 ○地域コミュニティ活動の推進 ○民生委員・児童委員の活動支援
社会福祉協議会の主な取組	
○ふれあいの場・居場所づくりの推進	
○地区社協への支援	

基本目標2 安心して地域で暮らせるまちづくり

2-1 孤立させない地域づくり

近年は、高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化によって住民同士のつながりが希薄になり、支援を必要とする人の姿が見えにくくなっています。

悩みごとや困りごとを抱えている人が社会的に孤立しないように、地域の見守り活動の強化を図るとともに、速やかに相談や支援につなげられる体制づくりを進めます。

指標の内容	基準値	目標値
認知症の方の交流会（当事者同士の交流会）参加者数	17人	80人
子ども育成支援事業利用児数	—	1,300人

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○地域を見守る担い手である意識を持ちましょう	○見守り体制の充実
社会福祉協議会の主な取組	○相談機会の充実
○見守りネットワークの強化	○早期発見・早期対応の推進

2-2 防犯・防災の地域づくり

高齢者や子どもを狙った犯罪等を防止するため、防犯に必要な視点・着眼点を共有し、地域ぐるみの見守りの推進をするとともに、防犯活動に取り組む団体との連携強化を推進します。

また、地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを進めます。

指標の内容	基準値	目標値
市内犯罪発生件数	535件	500件以下
安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数	18事業所	24事業所
防災訓練に参加した市民の割合	29%	31%

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○地域の防災訓練に参加しましょう	○防犯対策の推進 ○青少年健全育成の推進 ○防災・減災対策の推進 ○災害時要配慮者の支援
社会福祉協議会の主な取組	
○災害ボランティアの活動支援	
○ICTを活用した災害ボランティアセンターの機能強化に向けた整備	
○周辺市町との連絡調整	

2-3 人にやさしいまちづくり

地域には子どもから高齢者、障害者、外国人、LGBTQ等の様々な人が地域の一員として生活を送っています。誰もがお互いに理解し、尊重し、それぞれの視点に立ち、誰もが暮らしやすい、共に暮らしていける地域づくりを進めます。

指標の内容（抜粋）	基準値	目標値
市民後見人の登録人数【2016年度からの累計】	7人	20人
権利擁護の推進に係る講演会・研修会の開催回数	5回	10回

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○困っている人を見かけたら、まず声をかけるよう心遣いと勇気を持ちましょう	○ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの推進 ○交通安全の推進 ○男女共同参画の推進 ○多文化共生の実現 ○権利擁護の推進 ○デジタルデバイドの解消
社会福祉協議会の主な取組	
○権利擁護の推進	
○声の広報・点字の広報	

基本目標3 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

3-1 包括的な支援を行う体制づくり

個人や世帯、地域を取り巻く生活課題の「複合化」や「多様化」に加え、ひきこもりや孤立死、ヤングケアラー等「制度の狭間」の問題が増加し、従来の分野別・属性別の枠組みでの支援では課題解決が困難なケースが増加しています。

このような状況を踏まえ、従来の課題解決に向けた支援だけでなく、関連するあらゆる分野と地域が連携し取り組んでいく横断的な支援体制の構築を推進します。

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○近隣住民とお互いを知り、気にかけていきましょう	○包括的相談支援体制の強化 ○重層的な支援体制の整備 
社会福祉協議会の主な取組	
○相談窓口の充実 ○生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進 ○地域で支える仕組みづくりの推進	

3-2 きめ細かな福祉サービスの提供と利用しやすい環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。

指標の内容（抜粋）	基準値	目標値
重度障害者（児）日常生活用具助成件数	2,998人	3,000人
生活困窮者への就労支援による就労者数	43人	80人
在宅看取者数	253人	290人
介護予防講座の開催数	28回	30回
地域子育て支援拠点の利用者数	-	120,000人

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○福祉に関する情報を積極的に入手しましょう	○生活困窮者に対する支援 ○障害のある人の地域における共生支援 ○地域包括ケアシステムの推進 ○予防と健康づくりの推進 ○妊娠・出産包括支援の推進 ○子育て支援サービスの充実 ○藤枝型発達支援システムの推進 ○移動支援の充実 ○福祉サービスに関する情報発信の充実
社会福祉協議会の主な取組	
○多様なサービスの提供 ○福祉サービスの利用支援 ○支援体制の周知 ○生活困窮者の自立支援	

3-3 地域生活・社会へ参加しやすいまちづくり

高齢者や障害がある人等への理解を深め、地域の誰もがそれぞれの能力を発揮し、活動できる環境を整えます。また、企業や団体等の社会貢献活動を推進します。

指標の内容（抜粋）	基準値	目標値
農福連携事業による農業者と障害者のマッチング件数	0件	10件
ディーセントライフ事業活動人数	989人	1,060人
放課後児童クラブ利用定員数	1,398人	1,650人

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組
○地域貢献・社会貢献に関する意識を持ちましょう	○障害のある人の自立支援 ○高齢者の生きがいづくり支援 ○市民や団体、企業等の社会貢献活動への支援 ○子育てと仕事の両立支援
社会福祉協議会の主な取組	
○外出が困難な人の社会参加の支援 ○企業の社会貢献活動の促進 ○高齢者の生きがいづくり支援	

基本目標4 地域の社会資源を育む仕組みづくり

4-1 地域福祉を担う人材・組織を育む体制づくり

市民が、日常の中で支え合いやボランティア活動を開始・継続できるよう、各種講座の運営やサポート等を行っていきます。また、市・市社協が連携し、地域における福祉活動の核となるリーダーやキーパーソンを発掘し、育成するバックアップ体制を作っていきます。

指標の内容	基準値	目標値
生涯学習人材バンク登録者数	242人	265人
福祉ボランティアの登録者数	4,710人	5,000人
市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組	
○ボランティア活動に関心を持ち市内で開催される講座や研修に参加してみましょう	○地域福祉を担う人材の養成 ○教育機関と連携した人材育成及び活用の推進 ○福祉活動に積極的に取り組む個人や団体の表彰	
社会福祉協議会の主な取組		
○ボランティア活動の推進		
○出前講座の実施 ○福祉を担う人材の育成 ○福祉活動に積極的に取り組む個人や団体の表彰		

4-2 多様な主体が活躍する環境づくり

地域福祉活動に取り組む団体に対する支援を行い、活動の更なる充実を促進します。また、個人や団体が地域福祉に効果的に関わることができるよう、多様な主体による活動を促進します。

指標の内容	基準値	目標値
福祉ボランティアの登録団体数	202団体	250団体
市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組	
○地域のボランティア活動に目を向け、自分も活動したい、新たに団体を設立したいと思ったときは、積極的に取り組みましょう	○地域の福祉力の強化 ○ボランティア団体への支援 ○多様な主体による地域福祉活動の促進	
社会福祉協議会の主な取組		
○ボランティア人材の育成		
○ボランティア団体の連携・交流		

4-3 連携・協働による福祉のまちづくり

地域福祉活動に取り組む団体や組織の連携強化を図り、協働して取り組んでいくことで、より効果的な活動につなげていきます。

市民・地域に期待する主な役割	市の主な取組	
○地域福祉活動に取り組む団体の活動に関心を持ち、活動内容を把握しましょう	○協働による地域福祉活動の促進 ○円滑に活動を進めるための調整 ○国や県、近隣自治体との連携による地域福祉の推進	
社会福祉協議会の主な取組		
○社会福祉法人のネットワーク強化		
○地域福祉活動にかかる財源の確保		

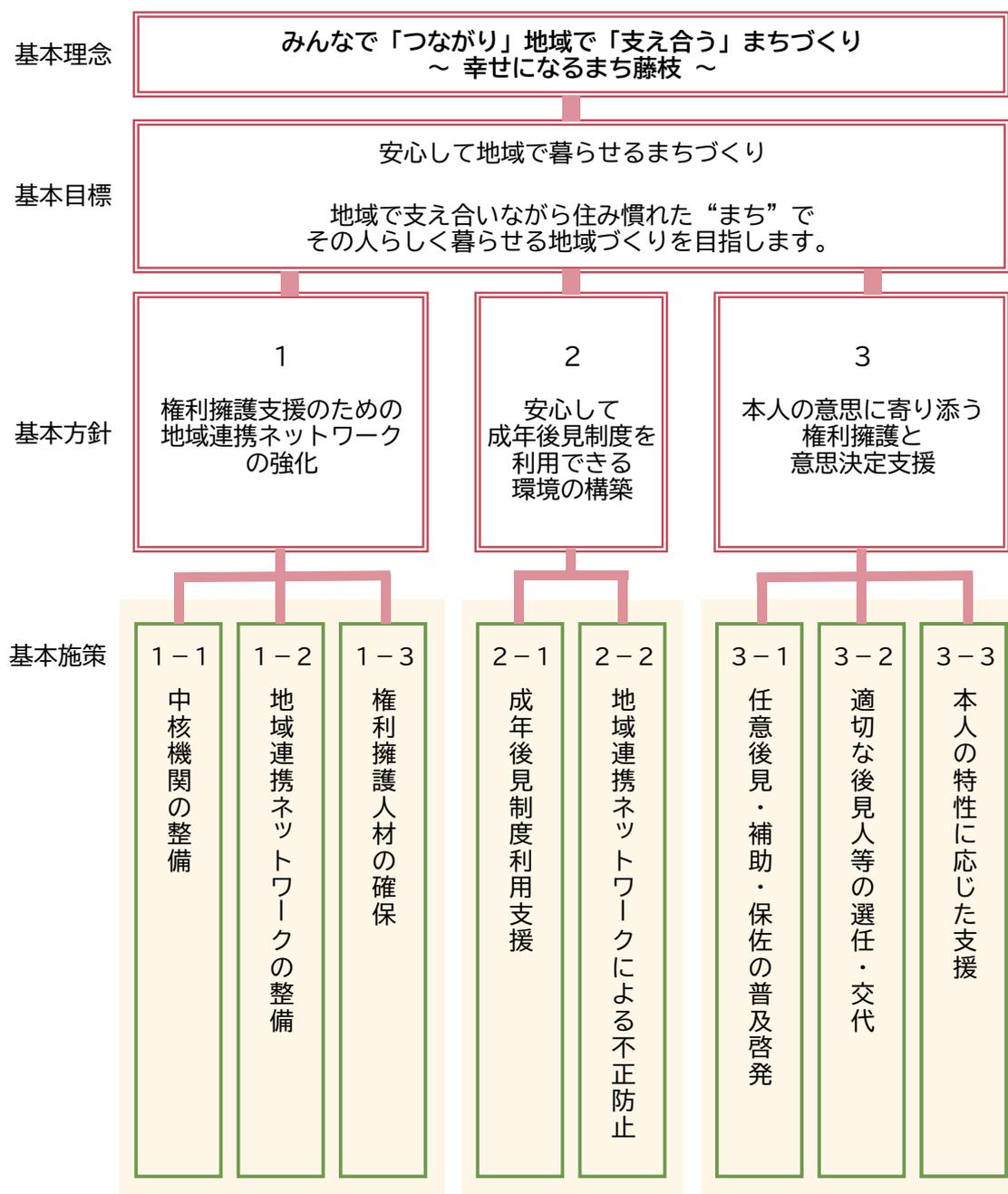
成年後見制度利用促進基本計画

概要と体系

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等があり、判断能力の低下が認められる人を対象に、後見人が本人の気持ちを大切に、財産管理や契約を代わりに行う等、法的な支援を行う制度です。

権利擁護支援における重要な手段のひとつですが、市民への情報提供の不足等による制度利用の低迷がみられ、今後利用促進を図る上では、制度の正しい理解促進や、人材確保、利用手続きの支援等の提供体制の整備、後見業務におけるリスクマネジメント等、各課題の解決と制度の普及啓発に努める必要があります。

また今後は、地域福祉計画・地域福祉活動計画における権利擁護を分野横断的に推進することや、包括的相談支援体制の強化と連携を図るため、計画の基本理念と基本目標は共通のものとし、市基本計画独自の基本方針を定め、各施策を推進します。



施策と主な取組

1-1 中核機関の整備

成年後見支援センターが中心となり、市の福祉所管部署と連携して広報・相談・制度利用促進・後見人支援機能の充実を図ります。

- 主な取組
- ◇ 制度の周知
 - ◇ 包括的相談支援体制の強化
 - ◇ 日常生活自立支援事業との連携
 - ◇ 協議会の運営

1-2 地域連携ネットワークの整備

支援を必要とする人の身近な関係者や後見人等が「チーム」となって支援する体制を構築し、福祉・医療・司法等関係機関が専門的助言や相談対応を実施します。

- 主な取組
- ◇ 「チーム」の編成及び支援体制の構築
 - ◇ 司法関係者との連携
 - ◇ 3市1町成年後見推進委員会の開催

1-3 権利擁護人材の確保

養成講座を通じて市民後見人の養成・育成に努めるとともに、後見人等として十分な支援ができるよう中核機関によるバックアップ体制を構築します。

- 主な取組
- ◇ 市民後見人の養成・育成
 - ◇ 後見監督人の受任
 - ◇ 後見人等相談窓口の設置

2-1 成年後見制度利用支援

制度の利用促進に向けて、周知啓発と相談機能の強化を図ります。また、支援を必要とする人の状況に応じて、市長による法定後見開始等の審判申立てを行います。

- 主な取組
- ◇ 相談機能の体制づくり
 - ◇ 市長申立ての推進
 - ◇ 審判請求費用、後見人等報酬の助成

2-2 地域連携ネットワークによる不正防止

「チーム」による見守りや中核機関による後見人支援体制を整備することで、不正の兆候の早期発見やトラブルを未然に防ぎます。

- 主な取組
- ◇ チーム運営体制の管理
 - ◇ 個人情報の保護

3-1 任意後見・補助・保佐の普及啓発

支援を必要とする人の判断能力に応じて、任意後見・補助・保佐の段階から適切な制度の利用を促進するための広報・啓発や相談対応を行います。

- 主な取組
- ◇ 成年後見制度の普及・啓発
 - ◇ 相談受付・アセスメント技術の向上

3-2 適切な後見人等の選任・交代

支援を必要とする人の特性に応じた後見人等の選任及び交代を推進するため、候補者を家庭裁判所に推薦する体制や「チーム」を継続して支援するための体制を構築します。

- 主な取組
- ◇ 親族後見人の支援
 - ◇ 法人後見の活用

3-3 本人の特性に応じた支援

国の策定する意思決定支援ガイドラインに基づき、研修会を開催する等、本人を支援する「チーム」全体による意思決定支援のスキルアップを図ります。

- 主な取組
- ◇ 講演会、研修会の開催
 - ◇ 権利擁護検討会議の開催